

盛岡広域振興局長告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和元年8月6日

盛岡広域振興局長 石田知子

1 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371600206	有限会社クオリティーアンドアソシエイツ	安心生活	滝沢市大沢箸木平186	令和元年7月31日

2 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371600206	有限会社クオリティーアンドアソシエイツ	安心生活	滝沢市大沢箸木平186	令和元年7月31日